平成２２年（フ）第２２６６号
愛知県瀬戸市落合町336番地の３　落合住宅３―104
債務者　島田外装こと　島田　昌重
1　決定年月日時　平成22年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月29日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２２７４号
名古屋市守山区茶臼前５番３号　ドエル喜多山101号
債務者　植村俊一郎
1　決定年月日時　平成22年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月29日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２２７８号
愛知県半田市白山町４丁目58番地　エクセレント白山212号
債務者　原田　範如
1　決定年月日時　平成22年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月29日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２３２４号
名古屋市南区氷室町19番６―408号　氷室荘
債務者　大滝　芳美
1　決定年月日時　平成22年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月29日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２３４６号
名古屋市守山区青山台502番地　吉根住宅６棟109号
債務者　杉田　末嗣
1　決定年月日時　平成22年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月29日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２３４７号
名古屋市守山区青山台502番地　吉根住宅６棟109号
債務者　杉田　和代
1　決定年月日時　平成22年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月29日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第５０７号
兵庫県姫路市山田町西山田66番地、従前の住所兵庫県姫路市北原519番地８
債務者　津田　武彦
1　決定年月日時　平成22年８月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月29日まで　神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第５７４号
兵庫県姫路市飾磨区妻鹿1392番地26
債務者　林　　乙世
1　決定年月日時　平成22年８月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月29日まで　神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第５８９号
兵庫県高砂市曽根町589番地
債務者　三吉　美香
1　決定年月日時　平成22年８月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月29日まで　神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第５９２号
兵庫県姫路市砥堀991番地１　サニーパレス砥堀210号室
債務者　吉井　将人
1　決定年月日時　平成22年８月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月29日まで　神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第１１３号
香川県坂出市加茂町711番地４
債務者　森松佐緒里
1　決定年月日時　平成22年９月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月29日まで　高松地方裁判所丸亀支部

平成２２年（フ）第７６号
福岡県大川市大字酒見1006番地
債務者　境　恵見子
1　決定年月日時　平成22年８月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月29日まで　福岡地方裁判所柳川支部破産係

平成２２年（フ）第１７５号
北海道小樽市松ケ枝１丁目８番２号　木田コーポ１―３、前住所北海道小樽市入船４丁目20番７号
債務者　後藤　久美（旧姓豊田）
1　決定年月日時　平成22年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月１日まで　札幌地方裁判所小樽支部

平成２２年（フ）第１９７号
北海道苫小牧市宮前町３丁目１番30号　サンハイツ103
債務者　齊藤　　幸
1　決定年月日時　平成22年９月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月１日まで　札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２２年（フ）第２１１号
北海道苫小牧市日の出町２丁目５番８号　日の出コーポ１階
債務者　佐藤　孝臣
1　決定年月日時　平成22年９月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月１日まで　札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２２年（フ）第１１４４号
宮城県塩竈市藤倉３丁目19番３号
債務者　佐々木良広
1　決定年月日時　平成22年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月１日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１１４６号
仙台市青葉区花京院１丁目１番52―1103号
債務者　原田　恵美（旧姓五十嵐）
1　決定年月日時　平成22年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月１日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１１７７号
仙台市泉区黒松３丁目２番３―401号
債務者　佐藤　貴子
1　決定年月日時　平成22年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月１日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係